

三重県子育て家庭応援クーポン事業協賛規約

(目的)

第1条 三重県子育て家庭応援クーポン事業（以下「本事業」という。）では、子どもや子育てを応援する意欲をお持ちの地域の店舗や事業所等の御協力により、子育て応援の多様なサービスを提供することで、社会全体で子育て世帯を応援する機運を醸成していくことを目的とします。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

(1) 利用登録者

本事業を利用するために登録を行った者をいいます。

(2) 協賛店等

本事業の趣旨に賛同し、自らの負担により、利用登録者に子どもや子育て応援のためのサービス（以下「子育て応援サービス」という。）を提供する事業者（以下「協賛事業者」という。）の店舗又は施設をいいます。

(3) 三重県子育て家庭応援クーポン

三重県（以下「県」という。）が利用登録者の証として発行するもので、原則として、各協賛店等に提示することにより、子育て応援サービスを受けることができるものとします。

(4) 協賛ステッカー

本事業の協賛店等であることを表示するため、県が協賛店等に発行するものをいいます。

(対象世帯)

第3条 利用登録者は、三重県内に在住しており、18歳に達した後、最初の3月31日を迎えるまでの子ども又は妊娠中の方が属する世帯を対象とします。

(協賛店等の範囲)

第4条 協賛店等は、原則として三重県内に所在する施設とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は対象としません。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されている業種を営む施設

(2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする施設

- (3) 暴力団の関連する施設
- (4) その他本事業の趣旨にそぐわないと認める施設

(協賛店等の登録の手続)

第5条 協賛店等の登録を希望する者は、「三重県少子化対策総合ウェブサイト みえ子ども スマイルネット」(以下「運営サイト」という。)より申請を行います。

2 県は、審査の結果、前号の申請者が協賛事業者として適当であると認める場合は、メール等により登録した旨を通知するとともに、協賛ステッカーを郵送します。

3 県は、審査の結果、第1項の申請者が協賛事業者として適当であると認められない場合は、メール等の方法により登録できない旨を通知します。

4 協賛ステッカーは利用登録者及び県民が見やすいところに掲示するものとします。

5 複数の施設を有する事業者の場合は、一括して登録申請を行うことができます。

6 県は、協賛事業者が、第1項に定める申請を行った時に、県と協賛事業者との権利義務関係について定めるこの規約の内容に同意したものとみなします。

(協賛店等の登録の有効期限)

第6条 協賛店等の登録の有効期限は、協賛事業者が運営サイトより登録削除の申請を行い、県が承認したときまでとします。

(子育て応援サービスの提供等)

第7条 協賛事業者は、それぞれの協力できる範囲内で、子育て応援サービスを提供するものとし、その内容は、次の各号に掲げるものとします。ただし、子どもの健全育成を損なうものなど本事業の趣旨にそぐわないと県が認めるものについては、当事業の子育て応援サービスとすることができません。

- (1) 粉ミルクのお湯の提供
- (2) おむつ替えスペースの提供
- (3) トイレにベビーキープを設置
- (4) 授乳スペースの提供
- (5) キッズスペースの提供
- (6) ベビーカー入店可能
- (7) 景品の提供
- (8) ポイントの付与
- (9) 商品の割引
- (10) その他利用者に資するサービス

(登録内容の変更等)

第8条 協賛事業者は、登録内容に変更が生じた場合、又は三重県子育て家庭応援クーポンに係る内容を更新する場合は、運営サイトより修正を申請します。

2 県は、前項に定める申請を受けたときは、その内容について審査を行い、適当であると認める場合は承認します。

(三重県子育て家庭応援クーポンの確認等)

第9条 協賛店等は、第7条第7号から第10号までの子育て応援サービスの提供にあたって、利用資格を確認する必要がある場合は、利用登録者に対して三重県子育て家庭応援クーポンの提示を求めることができます。

2 前項の規定により三重県子育て家庭応援クーポンの提示を求めた場合には、併せて、子どもの年齢又は妊娠中であることが確認できるものの提示を求めることができます。

3 協賛店等は、三重県子育て家庭応援クーポンの使用に疑いがある場合は、その状況を県に通報することができます。

(協賛店等の登録の取消し)

第10条 県は、協賛店等が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができます。

(1) 協賛事業者が本規約の規定に違反した場合

(2) 協賛事業者の協力実施状況が本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合

2 前項の規定により利用登録を取り消した場合は、その後の再登録は認めません。

(運営サイトの停止又は中断)

第11条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、協賛事業者に事前に通告することなく、運営サイトの全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。

(1) 運営サイトに係るシステムの保守、点検作業を定期的又は緊急に行う場合

(2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合

(3) 地震、火災、停電その他の非常事態により運営サイトの運営が困難な場合

(4) その他運営サイトの管理運営上必要があると認める場合

2 県は、前項各号に定める事由により運営サイトの停止又は中断が生じた場合であっても、これに起因して協賛事業者が被った損害について免責されるものとします。

(運営サイトの権利帰属)

第12条 運営サイトに関する所有権及び知的財産権は、協賛事業者の制作にかかる情報を除き、県に帰属するものとします。また、協賛店等としての申請の承認は、運営サイトに関する知的財産権の県からの使用許諾を意味するものではありません。

(個人情報の保護)

第 13 条 県は、利用者登録情報等、本事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、三重県個人情報保護条例（平成十四年三月二十六日三重県条例第一号）に基づき、適正に取り扱うこととします。

2 県は、利用登録者の情報を協賛事業者に提供することはありません。

(保証の否認及び免責)

第 14 条 運営サイトにおける情報の掲載は、協賛店等及び協賛事業者が提供する子育て応援の情報を利用登録者に対して紹介するためのものであって、取扱商品等の販売促進、顧客斡旋、集客効果等を県が保証するものではありません。また、県は、利用登録者が実在していること、権利能力及び行為能力を有していること等につき、如何なる保証も行うものではありません。

2 協賛事業者は、子育て応援サービスの内容が、協賛事業者に適用される法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとします。また、協賛店等としての認定及び運営サイトにおける協賛店等の情報掲載は、県が協賛店等に適用される法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。

3 県は、協賛事業者と利用登録者との間の実際の取引等には一切関与しないものとし、本事業に関連して協賛店等において何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、県はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとし、

4 第 1 項から第 3 項までに規定するもののほか、本事業に関連して協賛事業者と利用登録者その他第三者との間で生じたトラブルに関し、県の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、県は一切免責されるものとし、

(紛争処理及び損害賠償)

第 15 条 協賛事業者は、この規約に違反することにより、県に損害を与えた場合、県に対し、その損害を賠償しなければなりません。

2 協賛事業者は、子育て応援サービスの提供又は本事業の実施に関し、利用登録者その他第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争が生じた場合、協賛事業者の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理するものとし、

(権利譲渡等の禁止)

第 16 条 協賛事業者は、この規約に基づく自己の権利、義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは転貸、売買、名義変更、質権その他の担保に供する等の行為をしてはならないものとし、

(準拠法及び裁判管轄)

第 17 条 この規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法が適用されるものとします。また、この規約に関して、協賛事業者と県との間で紛争が生じた場合における第一審の専属的管轄裁判所は、三重県津市を管轄する裁判所とします。

(協議解決)

第 18 条 この規約に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合には、協賛事業者及び県が互いに信義誠実の原則に従って別途協議の上、速やかにこれを解決するものとします。

(規約の変更)

第 19 条 この規約の内容は、必要に応じ、協賛事業者の事前の承諾を得ることなく、県において変更することがあります。

- 2 この規約の変更に関する告知は、運営サイトへの掲載の方法のみによって行います。
- 3 最新の規約の確認は、運営サイト上で行うものとします。

(全国共通利用)

第 20 条 協賛店等は、内閣府が実施する子育て支援パスポート事業の全国共通展開に参加している他の都道府県が発行する紙パスポート又はデジタルパスポートの提示を受けた場合は、原則として本事業と同様に取り扱うものとします。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。